

経済財政運営と改革の基本方針２０２０（仮称）に対する

指定都市市長会提言

我が国は、人口減少・少子高齢化や東京一極集中に加え、新型コロナウイルスの感染拡大、デジタル化・オンライン化の一層の進展、温室効果ガス排出のさらなる削減や気候変動への適応など、国内外の社会経済情勢の大きな変化に直面し、国民生活、社会経済の有り様は新たな時代への転換期にある。

こうした中であって、感染症の克服と経済活性化の両立に向けて、新たな日常の定着・加速の取組を強化するとともに、東京一極集中の是正や地域活力の再生を確実に進めるためには、国と地方が一体となり取り組んでいくことが求められている。

指定都市は、住民に身近な基礎自治体であるとともに、人口・産業が集積する大都市として、国の施策と連携して様々な取組を強力に進めているが、こうした取組をより一層推進していくためには、地方税財源の拡充強化と地方分権改革を同時に進めていくことが重要である。

圏域の中核である指定都市が、その能力を十分に発揮することで、日本をけん引するエンジンとして、感染症の克服と経済活性化の両立、新たな日常の定着・加速、ひいては、人口減少・少子高齢化の克服、東京一極集中の是正に寄与するため、経済財政諮問会議で検討されている「経済財政運営と改革の基本方針２０２０（仮称）」において、指定都市市長会の提案を反映するよう強く要請する。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動維持の両立

(1) 感染防止策と医療体制の整備

- ア 一日も早く新型コロナウイルス治療薬及びワクチンの開発と実用化を図るため、国内外で実施されている臨床試験等に対し、必要な支援策を講ずること。
- イ 新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関は病院経営に多大な影響を受けていることから、経営の安定化のため、必要な財政支援を行うこと。
- ウ 医療現場における人材確保策を講ずるとともに、医療用資器材について、国内での生産・増産体制の整備に取り組み、医療機関等への安定供給体制を構築すること。
- エ 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続いていることから、入国制限対象地域からの帰国者に対し、少なくともPCR検査の結果が判明するまでは、国の費用負担により空港等やその周辺施設で待機させるとともに、入国制限対象地域以外に滞在歴のある者についても、万全の水際対策を講ずること。
- オ 保健所機能、地方衛生研究所の検査体制及び感染症情報センター機能が強化、充実するよう支援を行うこと。

(2) 雇用の維持と経済活性化

- ア 中小企業等に対する継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、中小企業等の事業継続を下支えし、地域経済への影響を最小限に抑えるため、支援策をより一層充実するとともに、融資制度について、公益法人等の法人形態にも拡充すること。
- イ 感染状況等も踏まえつつ、今後の地域経済活動の回復に向け、観光需要を喚起するための観光産業への助成、地域で活用可能なプレミアム付商品券の発行等の事業について、継続的な財政措置を講ずること。
- ウ テレワーク環境や感染防止対策に必要な整備に対する補助制度の拡充など、「新しい生活様式」を実践するためのより一層の支援策を講ずること。
- エ 国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、公共交通事業者への支援策を講ずること。
- オ 国民生活や経済活動等を根幹的に支える港湾等の物流機能を確保するた

め、物流関係事業者等への支援策を積極的に講ずること。

カ 外国人労働者を含む正規・非正規労働者からの相談体制の充実や労働者の安定的雇用が維持されるよう国が責任をもって必要な対策を講ずること。

キ 文化芸術に対する支援の重要性について、国民的理解を深めるとともに、文化芸術活動の実態や関係者等の意向を的確に把握し、活動の維持・継続に有効な支援策を講ずること。

(3) 教育機会の確保

ア 学校での感染拡大防止に対応するため、衛生用品の配備、授業継続のための教職員体制の確保に向けた教員加配・学習指導員の増員、スクールバス増車等を図るため、継続的な財政措置を行うこと。

イ 再度の感染拡大に伴う臨時休業等も想定し、全ての児童生徒の教育機会の確保に向けた、自宅学習を行えるICT環境の整備に当たり、「1人1台端末」を早期に実現するため、端末の調達や運用上必要不可欠な経費等にかかる継続的かつ十分な財政措置を行うこと。

ウ 長期にわたる臨時休業や外出の自粛要請等による心理的負担を緩和するため、教育活動再開後の児童生徒の心のケアを図るとともに、要支援児童生徒について児童相談所等の関係機関と緊密に連携し必要な支援を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の拡充に必要な人的・財政的措置を行うこと。

(4) 地方自治体への財政支援の充実

ア 新型コロナウイルス感染症の地域経済への甚大な影響が長期化することにより、地方税の大幅な減収も見込まれることから、地方自治体が安定した財政運営を行えるよう、地方交付税の必要額を確保すること。

イ 今後の感染症対策等に地方自治体が地域の実情に合わせた的確に対応できるよう、減収補填債や猶予特例債の弾力的な運用、緊急的な国費による交付金での対応等、地方自治体の財政力に関わらず緊急時に必要かつ十分な財政措置を迅速に講ずること。

ウ 病院、交通、水道事業をはじめとする公営企業について、経営状況の急激な悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

(5) 感染症対策のあり方の検討

今後の感染拡大や新たな感染症への備えを万全にするため、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限について、指定都市の意見も踏まえ検証を行い、明確にすること。

2 デジタル化・オンライン化の実現とICT活用のさらなる推進

(1) 行政手続きのデジタル化・オンライン化の実現

「新しい生活様式」を実践し、感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立するため、各種行政手続きのオンライン化に向け、国において、地方自治体の意見も十分に踏まえつつ、積極的な対応策を検討し、早期に実現を図ること。

(2) 人工知能（AI）等を活用した行政のスマート化の推進

地方自治体が社会の変化や技術の革新に的確に対応しながら、政策推進・行政運営の双方において、人工知能（AI）やデータの活用に積極的に取り組むため、財政措置の拡充など必要な支援を講ずること。

(3) 地方自治体等の情報システムの標準化・共通化の推進

国主導で情報システムの標準化・共通化を推進し、地方自治体等に対し検討段階からの継続的な助言、協力及び財政的な支援を行うこと。

また、標準化・共通化されたシステムへの更新の際には、事務の標準化やデータ移行等に多大な事務及び費用が見込まれることから、国による財政措置を行うこと。

(4) ICT機器の整備及び円滑な運用環境の構築

テレワークやオンライン診療、オンライン授業などの導入を推進するため、ICT機器の整備及び円滑な運用環境の構築に必要な施策を積極的に講ずること。

3 少子化対策・女性活躍推進・働き方改革と全世代型社会保障の構築

(1) 子ども・子育て支援の充実

国が必要とする1兆円超程度の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」について、恒久的な財源により実施すること。

また、新制度施行や幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方自治体の全ての経費への確実かつ恒久的な財政措置を講ずるとともに、保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。加えて、保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充や地方自治体が実施する保育士確保策への財政措置を講ずること。

さらに、放課後児童クラブ等の運営費について、質の向上や人材確保のための処遇改善に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料負担への財政措置の充実を図るとともに、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営を推進するため、両事業の推進及び安定的・継続的に実施して行くための財政措置を講ずること。

(2) 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策

子ども医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

また、児童扶養手当引上げなど経済的支援や、ひとり親家庭の親や子の就労支援など、ひとり親家庭の支援策の拡充・強化を図ること。

さらに、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学習支援や居場所づくりをはじめとする子どもの貧困対策に係る施策の改善・充実と財政措置の充実を図ること。

(3) 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革を推進するため、更なる教職員定数の改善や、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤー、外国語指導助手等の専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とするとともに、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めること。

（４）地域医療構想の実現

法制上、都道府県及び指定都市のそれぞれが医療提供体制の確保に関して果たすべき役割を明確化し、指定都市については、地域の実情に応じて、二次医療圏等の住民に対して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保等に努めなければならない旨を定めること。

また、希望する指定都市は、地域の実情に応じて、法定の医療計画を定めることができることとすること。その場合には、当該指定都市を包括する道府県に協議しなければならないこととしつつ、病院の開設許可等に際して当該道府県の同意を求めることを不要とすること。また、当該指定都市に対し、必要な権限（医療審議会や地域医療構想調整会議の設置、医療機関に対する勧告・命令等）を付与すること。

さらに、地域医療介護総合確保基金については、指定都市が地域の実情に応じた主体的な取組ができる仕組みとなるよう、指定都市への配分枠を確保するなど、運用の改善を講ずるとともに、希望する指定都市については、地域医療介護総合確保基金を設けることができるようにすること。

（５）医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度としていくため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を実現すること。

また、一本化が実現するまでの間は、先般の医療保険制度改革にとどまらず、更なる国費の追加など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国費負担金等の全ての減額措置を廃止するといった安定的な制度運営に向けた対策を講ずること。

（６）介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度が、円滑かつ長期にわたり安定した運営ができる制度となるよう、介護報酬の改定や制度改正を行うに当たっては、地方自治体の意見を十分反映すること。

また、地域支援事業については、必要な財政措置を講ずること。特に、介護予防・日常生活支援総合事業について、地方自治体の実情に応じて柔軟に対応すること。

さらに、介護従事者の確保・定着に向けて、適切な介護報酬の設定など必要

な対策を講ずるとともに、給付費の増大に伴い保険料や利用者負担が拡大していることから、低所得者への保険料軽減強化策の完全実施にとどまらず、更なる負担軽減策を実施すること。

4 防災・減災、国土強靱化の推進と質の高い社会資本整備の実現

(1) インフラ施設の長寿命化対策

国民の生命と暮らしを守るためには、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕等への重点的な支援や必要な財源の安定的な確保を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供等を行うこと。

また、国土強靱化の更なる推進のため、防災・減災、国土強靱化のための三年緊急対策の継続及び対象事業の拡充を図ること。

(2) 下水道事業における国土強靱化等のための財源の確保

浸水対策及び地震対策など、下水道事業における国土強靱化のための事業費について、住民の安全で安心な暮らしを実現するため、財源を確保すること。

また、今後、改築需要の増大が見込まれる中で下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たしていくため、必要な財源の確保と適切な負担を行うこと。

(3) 義務教育施設等の整備促進

学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化など、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図ること。

また、補助要件の緩和や補助単価の引上げ等の制度の充実を図るとともに、空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。

5 GIGAスクール構想の実現

(1) GIGAスクール構想実現に向けた制度の充実

国庫補助に当たっては、初期整備に限定せず、端末のリースや保守等のランニングコスト、指導者用・予備用端末の確保、授業展開に必要となるセキュリティ対策、ソフトウェアライセンス費用などの経費についても、継続的な支援

を行うよう制度の充実を図ること。

また、校内LANの環境整備について、無線LANアクセスポイント、電源キャビネット及び学校施設外のネットワーク環境に係る整備を単独で整備するための費用も補助対象とするとともに、インターネット接続回線等の増強及び家庭使用も含めた通信回線使用料に対しても財政支援を行うこと。

さらに、Wi-FiとLTEのそれぞれの特徴を踏まえ、各地方自治体・学校の状況に応じて自由に選択できるようにした上で、必要十分な財政措置を行うこと。

(2) 新たな価値を創造する力の育成

児童生徒・教員の力を最大限に引き出し、多様な子どもたち一人一人に個別最適化された環境で資質・能力をより確実に育成するためには、一層の学習活動の充実や授業改善する必要がある。ICT支援員やGIGAスクールサポーターの1校1人配置、デジタル教科書や教員研修等、その実現のために必要な経費について財政措置を講ずること。

6 グリーン化投資・再生可能エネルギーの導入促進

(1) 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた目標値の設定

第5次エネルギー基本計画では、2030年の再生可能エネルギーの電源構成比率22%から24%程度の見通しを維持し、当該比率の実現とともに、確実な主力電源化への布石としての取組を早期に進めるとしているが、温室効果ガス排出のさらなる削減に向けて化石燃料への依存度を低減するためにも、再生可能エネルギーの電源構成比率について、主力電源化と言うにふさわしい野心的かつ意欲的な目標値を示すこと。

(2) 地産地消型の分散型エネルギーの普及拡大

地産地消型の分散型エネルギーの普及拡大においては、指定都市だけでなく近隣市町村と連携し、エリア全体で電力や熱エネルギーを生み出し、消費する「地域循環共生圏」として機能させることも、経済合理性や災害に備えたレジリエンスの観点から有効と考えられることから、そのために必要となる制度面での措置及び経済面での支援の検討及び充実を図ること。

(3) エネルギーシステム改革の着実な推進

エネルギーの効率化を図りつつ、再生可能エネルギーの普及に活用するため、温室効果ガス排出のさらなる削減に向けたカーボンプライシングのあり方の検討など、社会構造全体にわたる新たなイノベーションの創出と普及に向けて、関係省庁が横断的に連携し、積極的に取り組むこと。

7 多様な大都市制度の早期実現と広域連携の推進

(1) 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

(2) 広域連携の推進

連携中枢都市圏構想等に基づいて広域連携の取組を進めている中枢都市及び近隣市町村に対する財政面等の支援を強化すること。

また、各地方自治体が数値的根拠をもって圏域における戦略・施策を立案できるように、国において広域的な社会・経済活動に関するデータ基盤を整備すること。

さらに、指定都市を核とした近隣市町村との連携促進に向け、三大都市圏においても中長期的な課題を見据え、継続的に取り組むために、財政面等の支援を含めた新たな制度を創設すること。

8 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

(1) 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保

地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要のほか、新型コロナウイルス感染症による影響を含めた地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、地方財政計画への別枠加算を設けるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。

(2) 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きいため、指定都市の

市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の支障となっている。地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

(3) 地方交付税額の予見可能性の確保

地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すること。

9 国・地方間の税源配分の是正と大都市税財源の拡充強化

(1) 国・地方間の税源配分の是正

地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

(2) 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充するとともに、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

令和 2 年 7 月 1 日
指 定 都 市 市 長 会